第２６号様式（その１）（第５５条第４項第1号）

|  |
| --- |
| 第　　　　　号  年　　月　　日  戒　　　　告　　　　書  （住所）  （氏名）　　　　　　　　　様  山武郡市広域行政組合  （消防長又は消防署長）  　所　在　地  　名　　　称  　用　　　途  上記の消防対象物については、　　　　　の規定に違反すると認めたので、消防法　　　　の規定により、　　　　年　　月　　日付け　　　第　　号をもって　　　　年　　月　　日までに　　　　　することを命じたが、未だに履行していない。  よって、　　　　年　　月　　日までに上記命令を履行しないときは、行政代執行法第２条の規定により代執行を実施し、これに要するすべての費用を徴収する。  この旨行政代執行法第３条第１項の規定により戒告する。  　なお、代執行により　　　　のために生ずる損害及び処置した物件の管理については、一切その責任を負わないことを申し添える。  教示  １　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に管理者に対して、審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。  ２　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、山武郡市広域行政組合を被告として（訴訟において山武郡市広域行政組合を代表する者は管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。 |